

議会基本条例各条文案

【9-1 議員政策研究会及び議会活性化推進会議】

A案	<p>議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。</p> <p>2 議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。</p> <p>3 議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。</p>
B案	